# 森林整備事業検査要領

昭和49年6月24日 9 林 第 4 9 4 号 最終改正 令和6年3月29日 6 林 第 1 1 6 号

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 京都府森林整備補助金交付要綱(平成14年京都府告示第643号。以下「交付要綱」という。)第4条に規定するしゅん工検査(以下「検査」という。)は、交付要綱及び森林整備事業実施要領(以下「実施要領」という。)の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

### (検査員)

- 第2条 検査は、京都府広域振興局長又は京都林務事務所長(以下「広域振興局長等」 という。)が定める検査員が行う。
- 2 検査員は、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

#### (検査の区分及び現地検査の省略)

- 第3条 検査は、申請のあった施行地1カ所ごとに、原則として書類検査及び現地検査 により行うものとする。
- 2 現地検査は、その信頼性を確保するため、2名以上の体制により実施するものとする。ただし、地球測位システム (GNSS) の位置情報等を活用して確実に現地検査を行ったことが確認できる場合は、1名での体制による実施も可とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の施行地(当該施行地において、森林施業と一体的に実施する付帯施設等整備及び森林作業道整備を含む。)については、現地検査を省略することができる。ただし、一体的に行う森林施業に先行して行う付帯施設等整備及び森林作業道整備、一体的に行う森林施業の実施後に行う付帯施設等整備、実施要領第7に規定する標準断面又は標準設計が適用できない部分のある森林作業道整備、並びに現地検査等において疑義が認められるものについては、この限りでない。
  - (1) 施行地の位置、区域、面積及び施業状況がわかるオルソ画像等が添付された申請の場合は、第19条から第29条、第31条から第33条、第35条、第36条及び第39条に定める内容について、オルソ画像等で確認可能な施行地。
  - (2) (1)以外の施行地については、交付要綱別表に定める森林環境保全直接支援事業のうち間伐及び更新伐の施行地にあっては、それぞれ、次の手順により抽出された施行地を除く施行地。
    - ア 1申請に係る実施要領第2の1の(3)に定める事業規模等の要件を満たす施行 地のまとまり(以下「申請単位」という。)を次表により無作為に抽出。

1申請に係る 申請単位数	1~3	4 ~ 6	7 ~ 9	10~12	13以上
抽出申請単位数	1	2	3	4	5以上

- イ アで抽出された申請単位の中から、1申請に係る総施行地数の10分の1以上に相当する数の施行地を無作為に抽出。なお、申請単位内に搬出を伴う施行地と搬出を伴わない施行地が併存する場合、それぞれの割合に応じて抽出するよう留意する。
- (3) (1)、(2)以外の施行地については、事業の種類等が人工造林にあっては1施行地面積が0.30~クタール未満、その他のものにあっては3.00~クタール未満(雪起こし及び倒木起こしは区域面積)であって、当該施行地のうち、交付要綱別表に定める事業の別(森林環境保全整備事業にあっては、森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業の別)ごとに、無作為に抽出するその10分の1以上に相当する数の施行地を除く施行地。
- 4 前項に規定する検査施行地の無作為抽出は、事業担当者・検査員以外の者であって、 林務関係職員以外の者等(京都林務事務所にあっては所長)が行う。
- 5 現地検査を省略した施行地においては、必ず事業完了写真により現地状況を確認 し、森林整備事業しゅん工検査調書(様式第1号)(以下「検査調書」という。)には 「現地検査省略」を記入する。

### (検査の認定)

- 第4条 検査の結果、当該施行地が交付要綱、実施要領の規定に適合しないものであるときは、しゅん工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。
  - この場合、申請者への通知内容を検査調書に記載しておくものとする。
- 2 前項の不合格又は一部不合格である施行地で当該年度内における一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。

#### (検査調書等)

- 第5条 検査員は、検査終了後速やかに検査調書を作成し、自らの氏名を記入するとと もに、補助調書(様式第2号)を作成するものとする。
- 2 検査員は施行地ごとの検査における確認事項を記録した野帳を検査調書に添付するものとする。

#### (検査調書等の保存)

第6条 検査調書及びこれらに類する書類等は、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して5カ年間保存しなければならない。

### 第2章 書類検査

### (書類検査の趣旨)

第7条 書類検査は、主として申請書により、その記載内容が交付要綱、実施要領に定める採択要件に合致していることを確認することを旨として行うものとする。

## (森林所有者及び造林地の地番)

第8条 造林地の森林所有者及び地番を確認し、その確認方法を検査調書に記入する。 この場合の確認方法は、別に定める「森林組合造林補助金事務取扱規程」の別記1 「森林所有者等認定及び取扱基準」によるものとする。

## (受託造林事業採択の適否)

- 第9条 森林組合等の受託造林事業について、下記の基準に基づきその適否を判断する。
- 1 受委託契約の締結

森林組合等が森林所有者と受委託契約を締結したものに限ること。

なお、森林組合等が請負者として森林所有者と締結した請負契約は、受委託契約に は該当しない。

2 森林所有者の従事

森林所有者が所有森林の事業に従事する場合にあっては、上記の1及び次の要件を 満たすこと。

- (1) 森林組合等が補助金の交付申請・受領、測量、その他事業に必要な事務等を実施していること。
- (2) 森林組合等が外部に作業を請け負わせた場合は、仕様書等で具体的な作業指示を行っていること。
- (3) 森林組合等が直営労働力(臨時雇用を含む。)で実施した場合は、森林組合等の職員が作業指示、監督、安全管理等を実施していること、及び、関係法令で義務づけられている雇用保険、労災保険等の保険料等を森林組合等が支払っていること。

### (造林完了時点)

第 10 条 造林完了時点の確認は、原則として完了届等造林者からの届出による造林完 了年月日によるものとする。

#### (面積の照査及び査定)

- 第 11 条 面積の検査は、申請面積を施業図(実測図)、測量野帳等と照査して行い、 査定は、検査面積に従って行う。
- 2 除地については、施業図(実測図)の照査とあわせて空中写真等により確認する。

### (使用資材)

第12条 苗木については苗木受払簿等により樹種及び本数を、苗木以外の資材については購買伝票等により商品名及び数量を確認する。

なお、申請者を経由しない資材については、納品書等により確認する。ただし、その確認のできないものについては、現地検査による。

## (伐採木の搬出材積の確認)

第13条 間伐等における伐採木の搬出材積については、原則として出荷先の入荷伝票、 出荷伝票等により確認する。ただし、これにより難い場合は、はい積写真及び検知野 帳等により確認する。

(除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施業間隔等の確認)

- 第14条 間伐等の施行地においては以下のことを確認する。
  - (1) 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の施行地においては、過去5年以内に同一施 行地において国庫補助事業(治山事業を含む。以下同じ。)による除伐、保育間伐、 間伐及び更新伐を実施していないこと。

また、同一の施行地における同一の事業内容について、他の国庫補助事業を含めて複数回の申請がされていないこと。

(2) 保育間伐のうち、伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18センチメートル未満の林分(12 齢級以下の林分並びに実施要領別表の8のなお書き及びまた書きの林分を除く。)で行ったものに係る施行地については、平均胸高直径調査表に基づき、当該林分の調査野帳等により確認する。

### (一体的に実施する施業の確認)

第 15 条 付帯施設等整備及び森林作業道整備と一体的に実施するとしている施業が、 現に実施又は実施が予定されていることを確認する。

(現場監督費及び社会保険料等に係る加入状況の確認)

- 第16条 実施要領第6の2の間接費を加算する施行地においては、以下のことを確認する。
  - (1) 現場監督費については、現場労働者の雇用実態を雇用契約書、雇用条件通知書等により確認する。なお、現場労働者の中に個人受託者(森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について(平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁森林整備部整備課長通知)第3の1の(1)に規定する個人受託者をいう。以下同じ。)が含まれる場合にあっては、当該個人受託者に対する実質的な管理・監督の状況の記録を確認する。
  - (2) 当該施行地における社会保険料等に係る労災保険料等の加入状況については、 社会保険等の加入状況実態調査表に基づき、保険料の払い込み済み証明書等により 確認する。

#### (申請書等の確認)

- 第17条 申請書類等につき、第7条から前条までの事項のほか次の事項を以下の書類 等により確認する。
  - (1) 事業主体としての要件を満たしていること。
    - ア 実施要領において、森林経営計画等に基づくものとして査定係数が適用される 事業に係る申請の場合は認定された森林経営計画等
    - イ 実施要領第4の6に係る申請の場合は、森林所有者等との間で締結した協定書 の写し
    - ウ 事業主体が森林法施行令(昭和26年政令第276号)第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合は、施業実施協定書の写し
    - エ 人工造林及び樹下植栽等については、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し 又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の 造林の届出を要しなかったことを示す書類等
    - オ その他、事業主体の要件を満たすことを示す団体の規約の写し等
  - (2) 事業主体が森林所有者でない場合又は分収林契約に基づく造林者又は育林者として事業を実施する者である場合において、当該事業を実施する権限を有していること。
    - ア 森林所有者との受委託契約により事業を実施した場合は受委託契約書の写し (事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く)
    - イ 森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町村のあっせんによる森林施業を実施した場合は分収林契約等の写し
    - ウ その他、事業主体が事業を実施する権限を有することを示す協定書、同意書の 写し等
  - (3) 実施要領第5の1により事業主体からの委任による補助金の交付申請及び受領 (以下、「代理申請」という。)が行われた場合又は事業主体が事業主体以外の者に 委託若しくは請け負わせて作業を実施した場合には、当該委任等の関係が存在する こと。
    - ア 事業主体からの代理申請に係る委任状の写し
    - イ 事業主体と作業を実施した者との委託又は請負契約書の写し
  - (4) (1)から(3)における契約書、協定書、同意書等については、原則として森林所有等の自著署名によること(ただし、契約日が平成30年7月9日以降のものに限る。)。
  - (5) 事業主体が森林所有者でない場合、森林所有者が事業の実施に同意していること。なお、1申請につき1名の森林所有者を無作為に抽出して確認するものとする。

#### 第3章 現地検査

(立 会)

第 18 条 現地検査は、原則として申請者若しくは代理申請者又はそれらの代理人を立会させて行うものとし、立会者氏名を検査調書に記録しておくものとする。

### (施行地の位置確認)

第19条 施行地の位置が、申請書に示された当該施行地の位置と合致するか、森林計画図、GNSS、GIS等で照合・確認するものとする。

### (施行地の境界)

- 第20条 造林地として認める最大外周は、外側の植栽木から2メートルの範囲内にあり、かつ、地拵えが完了している区域とする。
- 2 植栽以外の森林整備の補助対象面積は、地表かき起こし、芽かき、不用木の除去等 当該施業と一体として取扱う樹木を包括する区域の面積とする。

### (除地)

第21条 施行地内の植栽不可能地であって、1カ所の面積が0.01ヘクタール以上であるものは除地とし、査定面積に含めないものとする。

ただし、0.01 ヘクタール未満の植栽不可能地を数カ所合せて 0.01 ヘクタール以上 となるものは、除地としない。

2 広葉樹や枯死木、樹洞木を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで 生じる植栽不可能地においては、前項の規定にかかわらず、1カ所の面積が0.01へ クタール以上であっても査定面積に含めることができるとするが、その場合の植栽不 可能地の面積の合計は1ヘクタール当たり0.1ヘクタールを超えないものとする。

#### (測量成果の照合)

- 第22条 以下のいずれかの方法により、測量成果及び面積を確認する。
  - (1) コンパス等による測量の場合は、2個以上の測線又は対角線並びに方位角及び 高低角を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差 は、方位角及び高低角各2度、距離5/100とする。また、必要に応じて測量野帳 等から面積の再計算を行う。
  - (2) GNSS 等による測量の場合は、2カ所以上の測点を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認することとし、GNSS 測量検査野帳(様式第3号)を作成するものとする。なお、許容される精度は3メートル以内とする。また、必要に応じて測量野帳等から面積の再計算を行う。
  - (3) オルソ画像等による場合は、提出されたオルソ画像とシェープファイルを GIS 等で比較し、施行地の位置等に差異がないことを目視で確認する。
- 2 前項の規定による照合結果が、通常の誤差の限度を超えるときは、検査員は申請者 に再測量を命じるとともに、第3条第2項の方法により更に追加抽出した施行地(前 項で照合した施行地を除く)について、前項に準じて測量結果を照合するものとする。

#### (植栽本数の検査)

第23条 植栽本数の検査は、次のいずれかの方法(以下「本数検査法」という。)により、施行地の面積が1~クタール未満の場合は1カ所以上、1~クタール以上3~ク

タール未満の場合は2カ所以上、3へクタール以上5へクタール未満の場合は3カ所以上、5へクタール以上の場合は4カ所以上行うものとし、5へクタールごとに検査 箇所を1カ所追加するものとする。

- (1) 施行地内の任意の植列において植栽木 11 本の間の延長及びその植列に直角の 方向に 11 列の間の延長をそれぞれ実測し、苗間列間距離の平均値を求め、早見表 により植栽本数を算出する方法又はこれに類する方法。(ラインセンサス法、森林 保険における標準地調査法等)
- (2) 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積 100 平方メートルを基準として設定した区域内の全植栽本数を計測する方法。

### (枯損率)

- 第24条 枯損率は、前条に規定する方法による検査対象本数の内の枯損苗の本数を確認して、枯損苗本数/植栽本数により算出する。
- 2 枯損率が20パーセント以上のものはしゅん工と認めない。

### (本数の査定)

第 25 条 枯損率が 20 パーセント未満であるときは、植栽本数をもって査定本数とする。

#### (樹種区分)

第 26 条 1 施行地に 2 種類以上の異なる樹種が植栽されている場合には、実測又は本数比により面積を按分して区分する。

#### (地拵えの状況)

第27条 地拵えの状況については、伐採及び刈払並びに倒木、刈払物の整理が、その 後の保育作業の実行に支障がなく成林可能な程度に実施されているかどうかを、確認 する。

#### (樹下植栽等の検査)

第28条 樹下植栽等の施業のうち、地表かき起しについては、地表かき起しの状況を 確認するとともに、支障木除去、不良木淘汰及び不用萌芽の除去については、本数検 査法により検査する。

#### (補植の検査)

第29条 補植については、補植前の枯損率を写真等により確認するとともに、補植状況について本数検査法により補植率(補植本数/補植後の植栽本数)を確認することに加え、苗木受払簿等により購入した苗木の本数が適正であることを確認する。

#### (被害跡地造林の災害の確認等)

第30条 被害跡地造林については、本数検査法により本数被害率(被害本数/被害直

前の生立本数)を確認するとともに、災害の種類を判定する。

#### (林齢の確認)

第31条 林齢の確認については、当該施行地の植栽時の検査調書等、森林簿又は伐根の年輪等により行う。

### (下刈りの検査)

第32条 下刈りについては、雑草木により植栽木の生育を阻害しないように刈払いが行われているかを確認する。

## (雪起し及び倒木起しの本数及び面積)

- 第33条 雪起し及び倒木起しの本数については、本数検査法により検査し、雪起し本数率(雪起し本数/現存生立本数)及び倒木起し本数率(倒木起し本数/現存生立本数)を把握する。補助対象面積は、雪起し本数率又は倒木起し本数率×被害区域面積により求める。
- 2 被害区域面積は、被害木のある森林面積とし、小班又は同一の施業が可能な区域を 単位として把握する。

## (枝打ちの検査)

第34条 枝打ちの検査は、切り口により作業前高さ及び枝打ち高を確認するとともに、 実施本数について、本数検査法により検査する。

#### (間伐等の本数の検査)

- 第35条 保育間伐、間伐及び更新伐における不良木の淘汰の本数については、本数検査法により、施行地の面積が1~クタール未満の場合は1カ所以上、1~クタール以上3~クタール未満の場合は2カ所以上、3~クタール以上5~クタール未満の場合は3カ所以上、5~クタール以上の場合は4カ所以上で検査を行うものとし、5~クタールごとに検査箇所を1カ所追加するものとする。
- 2 保育間伐、間伐及び更新伐において、林内に残置する伐採木の枝払、玉切及び片付を実施する場合は、伐採木の林外への流出防止等に資する適切な作業が実施されているか確認するとともに、その実施率について前項の検査区域内において確認する。

# (森林作業道の検査)

- 第36条 森林作業道の検査については、京都府森林作業道作設指針第2の3から7に 規定する各項目と照査し、検査するものとする。
- 2 検査は森林施業省力化促進事業実施要領(平成元年8月11日元森第810号)の森 林施業路に係る完成検査に準じて行うこととし、森林作業道検査野帳(様式第4号) を作成するものとする。

#### (保全松林健全化整備の検査)

- 第37条 保全松林健全化整備の伐採木の材積の確認を要する検査方法は次のとおりと する。
  - (1) 1 施行地につき総材積の 10 分の 1 を抽出して検査するものとする。(ただし、 総材積が 10 立方メートル以下の場合は 1 立方メートルを、総材積が 1 立方メート ル以下の場合は総材積を検査する。)
  - (2) 総材積の算出は、素材の日本農林規格(昭和 42 年農林省告示第 1841 号)により素材材積を求めてこれを 1.5 倍して算出するか、あるいは、根株の径より立木の幹材積を求めてこれを 1.2 倍して算出する。だだし、立木の伐採直前に当該立木の毎木材積調査を行った場合の総材積は、当該調査による立木幹材積の 1.2 倍とする。

#### (松林保護樹林帯造成の検査)

第38条 松林保護樹林帯造成の伐採木の材積の確認を要する検査については、施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積100立方メートルを基準として設定した区域内の伐採木の幹材積について、素材の日本農林規格により素材材積を求めてこれを1.25倍して算出するか、あるいは根株の径より算出する。

# (鳥獣害防止施設等整備の検査)

- 第39条 事業区分ごとに実施要領別表の11の施行基準に適合するか確認するとともに、標準単価の積算基礎と同等以上の施行であるか確認する。
  - (1) 防護柵の検査は次のとおりとする。
    - ア 延長については、2個以上の測線を実測し施業図(実測図)と照合する。
    - イ 支柱の設置本数については、2個以上の測線に係る設置本数について施業図 (実測図)と照合する。
    - ウ 野生鳥獣の侵入を防御するために適切に作業がなされているかどうかを確認 する。
  - (2) 忌避剤散布(塗布)の検査は次のとおりとする。
    - ア 面積については、第22条(測量成果の照合)に準じて行う。
    - イ 事業実施後の薬剤散布(塗布)の確認が困難と判断される場合は、事業実施中 に行う等適切な時期に実施すること。
  - (3) 食害防止チューブ (ネット) の検査は次のとおりとする。
    - ア 設置本数については、本数検査法により検査する。
    - イ 野生鳥獣等による食害等を防除するために適切に設置されているか確認する。
  - (4) 樹皮剥ぎ防止テープ(ロープ)及び樹皮剥ぎ防止巻の検査は次のとおりとする。
    - ア 面積については、第22条(測量成果の照合)に準じて行う。
    - イ 施行本数については、本数検査法により検査する。
    - ウ 施行高さ及び結束状況等適切に作業がなされているかどうか確認する。
  - (5) 荒廃竹林整備の検査は次のとおりとする。
    - ア 面積については、第22条(測量成果の照合)に準じて行う。
    - イ 竹の伐採本数については、本数検査法により検査する。

### (施業図の照査)

第40条 施業図については、当該施行地及びその周辺林地の林況の概要等の記載の当 否を照査する。

## (施業図等への記入)

- 第41条 現地検査を行った際には、施業図に下記事項を朱線で記入する。(ただし、GNSS データが記録された検査写真等により検査位置を特定することができる場合は、当該データを整理し、朱線と同程度の可読性を担保することで省略することができる。)
  - (1) 検査員が検査のため踏査した経路
  - (2) 検測した線又は検測点
  - (3) 標準地又は検定した苗間列間のおよその位置
  - (4) 検査状況写真(第42条)の撮影位置及び撮影方向

# (写 真)

第42条 現地検査を行った際には、検査員及び立会人並びに検査状況(測量成果、伐採本数、施行状況等)の写真を撮影し、検査調書に添付しておくものとする。なお、これらの写真は、原則としてGNSSデータが記録されたものとする。

### 附則

改正後の要領は、施行の日以後の申請に係る事業に対する補助金について適用し、同 日前の申請に係る事業に対する補助金については、なお従前の例による。